

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金(農業協同組合連合会) (国税)(法人税:義)、(地方税)(法人住民税、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	<p>(1)火災共済</p> <p>共済事業を行う農業協同組合連合会(以下「農協連合会」という。)が、火災共済等の異常災害損失の補填に充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2%(無税積立率)に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。</p> <p>積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入(ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の35%(洗替保証率)を下回らない範囲に限る。)</p> <p>(2)建物更生共済</p> <p>地震等による損失を補償する建物更生共済については、農協連合会が、建物更生共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%(無税積立率)に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。</p> <p>積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入(ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%(洗替保証率)を下回らない範囲に限る。)</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>異常災害損失(共済種類ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額の50%を超える場合における当該超過額に対応する損失)が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入</p> </div>
3	担当部局	経営局 協同組織課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>(1)火災共済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度創設:昭和32年度</li> <li>・無税積立率の変遷 昭和32年度:7%、昭和51年度:6%、昭和53年度:5%、昭和54年度:4.5%、昭和55年度:3.5%、昭和57年度:3%、昭和59年度:2%</li> <li>・洗替保証率の変遷 昭和49年度:50%、昭和51年度:47%、昭和52年度:44%、昭和53年度:41%、昭和54年度:38%、昭和55年度:35%</li> </ul> <p>(2)建物更生共済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度創設:昭和37年度</li> <li>・無税積立率の変遷</li> </ul>

		<p>昭和 37 年度 : 7%、昭和 40 年度 : 15%、昭和 53 年度 : 13.5%、昭和 55 年度 : 11%、昭和 57 年度 : 9.5%、昭和 59 年度 : 9%</p> <p>・洗替保証率の変遷</p> <p>昭和 49 年度 : 75%、昭和 53 年度 : 73.5%、昭和 54 年度 : 72%、昭和 55 年度 : 75%</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農協連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払を円滑にし、災害時における農家等の住宅再建等を円滑に行うこと。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>農協連合会等は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(農業協同組合法第 11 条の 13 等)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>〈大目標〉</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〈中目標〉</p> <p>2 農業の持続的な発展</p> <p>〈政策分野〉</p> <p>⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農協連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払を円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>火災リスク、地震災害リスク、風水災害リスクに係る収入危険共済掛金の 1000 分の 50 を乗じて得た額か、正味収入共済掛金の一定率(火災共済にあっては 2%、建物更生共済にあっては 9%)に相当する額のいずれか大きい額以上を積み立てる(以下「法定積立水準」という。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できるための体制を整備できる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1 法人</p> <p>※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様に措置されており、また、共済金の支払を円滑に行うことによる効果は、農家等の共済契約者世帯 534 万戸(全世帯数 5,595 万戸)に及ぶこととなる。</p> <p>なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。</p> <p>② 減収額</p> <p>平成 22 年度 : 19,600 百万円 平成 23 年度 : 18,514 百万円 平成 24 年度 : 17,410 百万円 平成 25 年度 : 17,254 百万円 平成 26 年度 : 15,820 百万円</p>

		※算定根拠:別紙参照																
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) (1)火災共済 火災共済については、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実に行うための財務基盤が確保されている。	(単位:億円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>22年3月末</th><th>26年3月末</th><th>27年3月末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無税分</td><td>57</td><td>46</td><td>47</td></tr> <tr> <td>有税分</td><td>130</td><td>141</td><td>141</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>188</td><td>188</td><td>188</td></tr> </tbody> </table>	区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末	無税分	57	46	47	有税分	130	141	141	合計	188	188	188	
区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末															
無税分	57	46	47															
有税分	130	141	141															
合計	188	188	188															
	出典:全国共済農業協同組合連合会調べ																	
	(2)建物更生共済 建物更生共済については、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実に行うための財務基盤が確保されている。	(単位:億円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>22年3月末</th><th>26年3月末</th><th>27年3月末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無税分</td><td>6,498</td><td>5,501</td><td>6,027</td></tr> <tr> <td>有税分</td><td>8,538</td><td>10,648</td><td>10,889</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>15,037</td><td>16,149</td><td>16,917</td></tr> </tbody> </table>	区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末	無税分	6,498	5,501	6,027	有税分	8,538	10,648	10,889	合計	15,037	16,149	16,917	
区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末															
無税分	6,498	5,501	6,027															
有税分	8,538	10,648	10,889															
合計	15,037	16,149	16,917															
	出典:全国共済農業協同組合連合会調べ																	
	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) (1)火災共済 本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。 なお、洗替保証率(35%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の 35%は、最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段の支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。																	
	(2)建物更生共済 本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、巨大災害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。 洗替保証率については、建物更生共済が地震災害による損失を補償するものであることから 75%とされている。当該水準は、これまで異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段の支障は生じていないが、建物更生共済は、巨大地震災害等による損失を補償するものであること																	

		<p>から、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>また、火災共済及び建物更生共済とも、正味損害率(※)(50%)を超える損害を異常災害損失として取崩基準にしていることについては、東日本大震災発生の影響を強く受けた平成23年度において、損害率は92%を超過したもの、それ以降は50%を下回っており、概ね妥当なものと考えられる。</p> <p>※ 正味損害率=正味支払共済金÷正味収入共済掛金</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和59年～平成26年)</p> <p>減収額は、平成26年度で15,820百万円であるが、本措置により、農協連合会の異常危険準備金は、毎年度、法定積立水準が積み立てられ、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実に行うための財務基盤が確保されている(東日本大震災では、異常危険準備金2,648億円の取崩しにより、約9千億円の共済金が円滑かつ確実に支払われている。)。</p> <p>なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されるものであり、課税の繰延効果があるに過ぎないことを踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は是認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法定積立水準の異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、農協連合会が共済金の支払を円滑かつ確実に行うようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、農業協同組合法等に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、巨大災害発生時に共済金の支払を円滑かつ確実に行うためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じうる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払に資するものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解	本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年度に事後評価を実施した。

## 1. 減収額積算(平成26年度)

・法人税……①

$$\text{減収額} = 54,935 \times 19\% \times \quad \times \quad \times \quad \times \quad \times \quad \times$$

単位:百万円  
 (特例適用対象額)※1 (法人税率)※2 (OO率)※3 (OO率)※4 (OO率)※5 (法人税率)※6

・法人住民税……②

$$\text{減収額} = 10,437 \times 17.3\% \times \quad \times \quad \times \quad \times \quad \times$$

単位:百万円  
 (特例適用対象額)※1 (法人住民税率)※3 (OO率)※3 (OO率)※4 (OO率)※5 (法人税率)※6

・法人事業税……③

$$\text{減収額} = 54,935 \times 3.6\% \times \quad \times \quad \times \quad \times \quad \times$$

単位:百万円  
 (特例適用対象額)※1 (法人事業税率)※4 (OO率)※3 (OO率)※4 (OO率)※5 (法人税率)※6

・地方法人特別税……④

$$\text{減収額} = 1,977 \times 81.0\% \times \quad \times \quad \times \quad \times \quad \times$$

単位:百万円  
 (特例適用対象額)※1 (地方特別法人税率)※5 (OO率)※3 (OO率)※4 (OO率)※5 (法人税率)※6

※1については、直近4か年の平均増減値により算出

※2については、協同組合等の法人税率

※3については、市町村分と都道府県分の合算

※4については、特別法人に適用される税率

※5については、特別法人に適用される税率

## ○減収額

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 15,820 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出(別添参照)。

## 2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)
適用件数	1	1	1	1	1	1
減収額(単位:百万円)	20,126	19,600	18,514	17,410	17,254	15,820

## [租法：法人税：保険会社等の異常危険準備金の積立てに係る特例]

保険会社等の異常危険準備金	平成26年度減収額 10,437百万円
---------------	------------------------

(根拠条項：租税特別措置法57条の5)

## 1. 減収額等の積算

農業協同組合連合会

下表のとおり

## 2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)
対象者数(千世帯)	5,540	5,423	5,579	5,493	5,405	5,342
適用法人数	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)	129,560	129,341	144,436	125,446	110,278	81,932
差引積立限度超過額 (b)	67,287	68,696	87,151	68,735	54,075	26,997
損金算入額 (a - b)	62,273	60,644	57,285	56,710	56,203	54,935
減収額	国税 (法人税) 13,700	13,341	12,602	11,852	11,746	10,437

注) 1. JA 共済連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の21年度～25年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額の26年度の見込みは、直近4か年の実績等の平均増減値より推計。

2. 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA共済連1団体（法人）。
3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
5. 減収額は、「損金算入額×法人税率」より算出。法人税率は、平成23年度までは22%、平成24, 25年度は20.9%（復興特別法人税含む）、平成26年度は19%である。

## [租法：地方税：保険会社等の異常危険準備金の積立てに係る特例]

保険会社等の異常危険準備金	平成26年度減収額 5,385百万円
---------------	-----------------------

(根拠条項：租税特別措置法57条の5)

## 1. 減収額等の積算

下表のとおり

## 2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)
対象者数(千世帯)	5,540	5,423	5,579	5,493	5,405	5,342
適用法人数	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)	129,560	129,341	144,436	125,446	110,278	81,932
差引積立限度超過額 (b)	67,287	68,696	87,151	68,735	54,075	26,997
損金算入額 (a - b)	62,273	60,644	57,285	56,710	56,203	54,935
国税(法人税)	13,700	13,341	12,602	10,775	10,678	10,437
減収額 地方税	法人住民税	2,370	2,308	2,180	1,864	1,847
	法人事業税	2,241	2,183	2,062	2,041	2,023
	地方法人特別税	1,815	1,768	1,670	1,653	1,638

注) 1. JA共済連の決算データである。

2. 準備金積立額、損金算入額は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。
3. 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA共済連1団体（法人）。
4. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
5. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
6. 国税（法人税）は「損金算入額×法人税率」により算出。法人税率は21年度～23年度22%、24年度～26年度19%により算出。
7. 法人住民税は「法人税減収額×法人住民税率」により算出。税率は標準税率17.3%により算出。
8. 法人事業税は「損金算入額×法人事業税率」により算出。税率は特別法人に適用される標準税率3.6%により算出。
9. 地方法人特別税は「法人事業税減収額×地方法人特別税率」により算出。税率は特別法人に適用される81%により算出。